経協インフラ戦略会議の開催について

（平成25年 3月12日
内閣総理大臣決裁
令和５年４月 14 日
一　部　改　正）

１．　我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、経協インフラ戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。

２．　会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議　　長　内閣官房長官

構 成 員　新しい資本主義担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

３．　会議の庶務は、内閣官房において処理する。

４．　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。